特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名		
16	南島原市書	健康管理システム(予防接種)	基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南島原市は、健康管理システム(予防接種)における特定個人情報ファイルの取扱にあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南島原市長

公表日

令和7年9月30日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	と取り扱う事務
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	南島原市では予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行っている。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。
③システムの名称	健康管理システム(予防接種)、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 14の項、126の項 ・番号法第19条第8号
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [実施する] 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】番号法第19条第8号に基づく主務省令の表 25の項、26の項、153の項、154の項 【情報照会の根拠】番号法第19条第8号に基づく主務省令の表 25の項、27の項、28の項、29の項、153 の項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	福祉保健部こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求
請求先	859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 総務部総務秘書課 250957(73)6621 859-2412 長崎県南島原市南有馬町乙1023番地 福祉保健部こども未来課 250957(73)6652
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	859-2412 長崎県南島原市南有馬町乙1023番地 福祉保健部こども未来課 250957(73)6652
9. 規則第9条第2項の適用	目 □ 適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	6年1月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和6年6月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類							
	項目評価書]		3) 基礎項目評価	i書及び i書及び			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク	システムを通	じた入手を除	₹ ⟨.)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	a]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	న]		<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	న్]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				
4. 特定個人情報ファイル(の取扱いの委託				Ι]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分であ	රි]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネッ	トワークシステ	ムを通じた提供	供を除く。)	0]]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Γ	1		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接	続しない(入手)	I]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	ివ]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分であ	S]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照合を行うことを厳守している。また、予防接種事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力・特定個人情報の記載がある申請書等の保管・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄					

9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実施する	
■ 2 目的外の入手が行われるリスクへの対策 (1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 (2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 (3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 (4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 (5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策 (5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策 (6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 (7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 (7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 (8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 (9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	システム使用においては、必要	₹最小限の人数となるよ	う、職員のアクセス権限を限定している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			3		